

W. ケルスティングの最小社会国家の構想

永合 位行

1. はじめに

今日、国家の役割があらためて問い直されている。わが国をはじめ、西側の先進諸国は、戦後、国家の責任であらゆる国民の生活を保障する福祉国家体制を築きあげてきた。しかしながら、この福祉国家体制は、1970年代以降の経済成長の鈍化や国家財政の破綻を契機として、大きく見直されることになった。すなわち、肥大化した国家や行き過ぎた福祉への批判が高まり、従来、国家が担ってきた役割をできる限り市場に委ねていこうとする制度改革が、規制緩和や民営化等の政策を通じて進められてきたのである。しかも、こうした市場化への動きは、その後の経済のグローバル化の進展やIT革命と相まって、いっそうの進展をみるようになった。しかしながら、その結果もたらされた近年の格差問題の深刻化や2008年の金融危機に端を発した経済の急速な悪化によって、こうした市場化の改革路線も、今日、大きく揺らいできているといわざるをえない。国家の果たすべき役割はなにか、まさにこの問いが、あらためてわれわれにつきつけられているのである。

こうした国家の役割をめぐることは、これまで大きく二つの立場が注目を集めてきたといえる。「リバタリアンの自由主義」(libertärer Liberalismus)と「平等主義的リベラリズム」(egalitärer Liberalismus)である¹⁾。リバタリアンの自由主義は、個人の自由を絶対的価値をおき、その自由を制約する存在として、国家をきわめてネガティブに評価する。国家の存在そのものを否定するM. ロスバード(M. Rothbard)や国家の役割を国防や治安の維持に限定し、最小国家の考えを展開するR. ノージック(R. Nozick)がその代表である。一方、平等主義的リベラリズムは、国家の役割をむしろポジティブに評価し、国家はなんらかの形で分配の平等の実現に取り組むべきであると主張する。その代表者としては、格差原理で知られるJ. ローレンス(J. Rawls)や資源の平等を主張するR. ドウオーキン(R. Dworkin)をあげることができる。リバタリアンの自由主義が福祉国家を全面的に否定する立場であるとすれば、平等主義的リベラリズムは福祉国家を擁護しようとする立場にほかならない。しかしながら、今日の困難な状況にたいし、これら二つの立場では適切に対処することができない。なぜな

1) リバタリアンの自由主義ならびに平等主義的リベラリズムという名称については、ケルスティングの表現を用いた。たとえば、Kersting(2000c), S.202を参照。なお、リバタリアンの自由主義に関しては、Nozick(1974)、Rothbard(1998)を、また、平等主義的リベラリズムに関しては、Dworkin(2000)、Rawls(1971)を参照。

ら、リバタリアンの自由主義の立場に立てば、近年の格差問題の深刻化等の問題にたいしな
んら有効な対策を打ち出すことができず、一方、平等主義的リベラリズムの立場では福祉国
家の限界を克服することはできないからである。それゆえ、いま求められているのは、リバ
タリアンの自由主義でも平等主義的リベラリズムでもないまさに「第三の道」ということが
できるのである。

本稿においてドイツの政治哲学者、W.ケルスティング(W.Kersting)を取り上げるのも、
国家の役割をめぐるかれの議論が、こうしたわれわれの期待に応えうるものであるからに
ほかならない。かれは、リバタリアンの自由主義ならびに平等主義的リベラリズムの立場
を体系的に批判し、そのうえでかれ独自の経済社会構想、すなわち「文字通りの自由主義」
(Liberalismus sans phrase)の構想を展開する。この表現には、自らの構想こそが真の意味で
の自由主義の構想であるとの強い思いが込められている。この「文字通りの自由主義」の構
想のなかで、かれは、リバタリアン的な最小国家でも、平等主義的リベラリズムの目指す福
祉国家でもない、新たな国家構想として、「最小社会国家」(Minimalsozialstaat)の考えを提
起するのである²⁾。

本稿の課題は、この「最小社会国家」の考えに焦点をあてながら、国家の果たすべき役割
を考察するための新たな視点を提起することにある。こうした問題意識から、以下ではま
ず、ケルスティングが最小社会国家をどのようにして根拠づけようとしたかを明らかにす
る。そのうえで、最小社会国家の果たすべき役割が具体的にどのようなものであるのかを明
らかにしていきたい。なお、本稿では最小社会国家をめぐる議論に焦点をあてたことから、
かれの政治哲学の全体像を紹介することはできない。あらかじめお断りしておかなければな
らない。

2. 最小社会国家の根拠づけ

2.1 規範的個人主義と人権的平等主義

ケルスティングによれば、人間は「希少性の容赦ない支配」(unerbittliches Regiment der
Knappheit)の下におかれており、それは「人間の人生の変更不可能な自然条件」(die un-
veränderbaren Naturbedingungen menschlichen Lebens)として位置づけられる³⁾。しかも、こ
うした希少性を、人間は単独で克服することはできない。なぜなら、個々の人間は、不完全な
存在でしかないからである。それゆえ、人間は「社会化」(Vergesellschaftung)し、分業と協

2) Vgl. Kersting(2000a), S.7-8; Kersting(2000c), S.236-237. なお、わが国において「最小福祉国家」とい
う表現を用いて類似した構想を展開している論者として橋本(2008)がいる。

3) Vgl. Kersting(2000a), S.20-21.

働を通じて希少性の問題を克服する必要がある。しかしながら、人間は、希少性の克服のために社会的協働を必要とするにもかかわらず、その協働の分担と利得の分配をめぐる互いに対立し、相争うことを避けることができない。このような基本認識にもとづいて、ケルスティングは、人々の利害対立を調整し人間の共存を保証するための規則と、この規則を維持し人々に遵守させる国家の存在を、人間社会にとって必要不可欠なものとして位置づける。市場もまた、こうした社会的協働の規則である以上、国家の存在なしには自らを維持することができない。このことをかれは、次のように明確に述べている。すなわち、「社会的協働は、自生的秩序にゆだねることはできない。普遍的に拘束的な規則、ならびにこの規則の効力を発生させ維持する国家勢力が必要なのである。・・・市場は自ずから、財交換のシステムの継続性を保証することができるわけではない。市場は、自給自足ではない。市場が自らの長所を展開しうるためには、国家を必要としているのである」⁴⁾。

ケルスティングのこの言葉から明らかなように、かれは、無政府主義の考えを明確に退ける。もちろん、かれは、どのような国家であっても正当性をもつなどと主張しているわけではない。人々が従うべき規則が規範的に正当なものとして根拠づけられ、その規則にしたがって国家が行動する場合にのみ、国家は正当性をもつということが出来る。それゆえ、正当な国家がいかなるものであるのかを明らかにするためには、まずもって、人々が従うべき規則が規範的にいかにして根拠づけられうるのかが、明らかにされねばならない。この点に関するかれの議論から見ていくことにしよう。

ケルスティングは、人々が従うべき規則を人間の本性や宗教あるいは伝統的価値にもとづいて根拠づけていこうとする立場を、「反モダン」(Gegenmoderne)として厳しく退ける⁵⁾。そこには、人間の歴史、とりわけ中世から近代への転換を不可避のものとしてとらえようとするかれの基本的立場が明確に現われている。かれによれば、「倫理多元主義」(der ethische Pluralismus)と位置づけられるように、近代への転換によって、宗教や伝統的価値の力は失われ、人々の価値観や倫理観は多様化するようになる。それゆえ、宗教や伝統的価値に基づいて、人々を普遍的に拘束する規則を根拠づけようとすることはもはやできない。もしそうした根拠づけをなすとすれば、それは、まさに歴史の流れに逆行するものにほかならないのである。

これにたいし、ケルスティングは、「規範的個人主義」(der normative Individualismus)と言われるように、自律した個人を基礎においた規則の根拠づけを提起する⁶⁾。すなわち、かれ

4) Kersting (2006), S.15.

5) Kersting (2006), S.34-36, S.53. なお、ケルスティングは、最近の経済倫理学の展開を振り返り、人間の本性や宗教にもとづいて経済倫理を根拠づけていこうとする立場を「前近代的経済倫理学」(prä-moderne Wirtschaftsethik)と呼び、これを批判している。これについては、Kersting (1994)を参照。

6) ケルスティングの以下の議論については、Kersting (2000a), S.33-34, Kersting (2006), S.17-20を参照。

は、近代的な人間観にしたがって、個々の人間を、自己責任の下、自律的に自己決定しうる主体的個人として把握する。そのうえで、こうした自律した個人が自発的に契約ないし合意した規則のみが、規範的正当性をもつと考える。各個人がその規則に従うことを義務づけられるのは、まさにその個人自身がその規則に自発的に合意したからにほかならない。つまり、各個人はその規則に従うことを、「自己拘束」(Selbstbindung)という形で義務づけられるのである。

このように、ケルスティングは、規範的個人主義の立場からいわゆる「契約主義」(Kontraktualismus)の考えにもとづいて、規則を根拠づけていこうとする。しかしながら、このことは、人々が合意した規則であればどのような規則であっても規範的に正当化されることを意味しているわけではない。かれによれば、合意形成のためのディスクルスが満たすべき規範的条件がそもそも存在するのであり、その条件を満たすディスクルスを通じて得られた規則のみが、規範的正当性をもつとすることができるのである。

それでは、その条件とは何であろうか。かれによれば、それこそが、人間は生まれながらにして自由で平等な権利を有するという普遍的人権の条件にほかならない。もし個人にたいし、自由で平等な権利がなんら保障されないままに合意が結ばれたとすれば、その合意はいかなる規範的正当性をもつことはできない。「人権的平等主義」(der menschenrechtliche Egalitarismus)と呼ばれるように、自由で平等な権利をもった個人が自発的に合意した規則だからこそ、その規則は規範的正当性もちうるのである。しかも、かれによれば、この普遍的人権の条件それ自体は、いかなる根拠づけも必要としない「あらゆる規範的根拠の最後のより所」(der letzte Halt aller normativen Gründe)であり、倫理多元主義のなかにあってもけっして相対化されてはならないものとして位置づけられる⁷⁾。というのも、それは、異なる価値観や倫理観をもった人々の間の対立と衝突によって、現代の「多文化社会」(multikulturalistische Gesellschaft)が無秩序な状態に陥らないための、共通の価値基盤にほかならないからである⁸⁾。

2.2 ネガティブな自由と民主的法治国家

以上のように、ケルスティングは、平等な権利をもった自律的個人による合意にもとづいて規則を根拠づけていこうとする。それでは、個人は、いかなる権利を平等にもっているであろうか。すでに述べたように、ケルスティングは、自らの構想が真の意味での自由主義の構想であると考えている。それゆえ、かれにとっては、自由権こそが、平等な権利の中心的な位置を占めることになる。そこで、以下ではこの自由権をめぐるかれの議論を中心に見て

7) Vgl. Kersting(2000a), S.172-173, S.347-348.

8) Vgl. Kersting(2006), S.53-54.

いくことにしよう。

ケルスティングが自由権をどのように理解していたのか、この問題を明らかにするには、まずもってかれが、権利主体である個人をどのようにとらえていたのかを確認しておく必要がある。すでに述べたように、権利主体である個人は、自己責任の下、自律的に自己決定しうる主体的個人として把握されていた。こうした自律的個人が自発的に合意した規則であるからこそ、その規則は正当性を持ち、また各個人は自己拘束という形でその規則を義務づけられたのである。しかしながら、各個人がこのように自律的に自己決定しうるためには、他者による強制や干渉から保護されていなければならない。他者による強制や干渉を受けることなく行為しうる自由は、一般に「ネガティブな自由」(negative Freiheit)と呼ばれているが、ケルスティングにとっても、自由権とは、まずもってこのネガティブな自由としての自由権を意味しているのである⁹⁾。

しかしながら、かれによれば、このネガティブな自由としての自由権は、さらなる検討を必要としている。というのも、すでに述べたように、かれにとって国家は必要不可欠な存在であるが、その国家は、強制力を用いて個人の行動を制約することになるからである。こうした強制を伴う国家とネガティブな自由とは、いかにして整合的に結びつけられうるのだろうか。その答えが、規範的個人主義の考え方にもとづく合意なのである。すなわち、個人にたいする国家による強制は、あらゆる個人がその強制に自発的に合意したということを根拠にして正当化されることになるのである。

このような基本的考え方にもとづいて、ケルスティングは、ネガティブな自由としての自由権を次のように解釈する¹⁰⁾。すなわち、それは「あらゆる他者と合意のうえで決定した法にのみ従わなければならない権利」として解釈されるのである。言い換えれば、あらゆる他者と合意した法によるのでない限り、あらゆる個人は、国家を含め他者による強制や干渉を受けることなく自由に行為しうる権利を有するのである。自由権をこのように解釈するとすれば、その自由権を保障するためにも、あらゆる個人には法の形成過程に参加する権利、いわゆる参政権が与えられなければならない。それにたいし、国家には、あらゆる個人が合意した法にしたがってのみ行動することが求められ、それを逸脱した行為にはいかなる正当性も認められない。ここに、民主的な「法治国家」(Rechtsstaat)として、国家の存在が正当化されることになるのである。

2.3 ポジティブな自由と最小社会国家

以上の議論から明らかなように、あらゆる個人は、ネガティブな自由としての自由権なら

9) Vgl. Kersting (2006), S.21-25.

10) Vgl. Kersting (2006), S.19-20.

びに参政権を保障されていなければならない。しかしながら、ケルスティンクによれば、個人が有する権利は、これにとどまるものではない。かれは、いわゆる「ポジティブな自由」(positive Freiheit)の考えを取り入れることによって、個人に保障されるべき権利についてさらに検討を加えていくのである¹¹⁾。

それでは、ポジティブな自由とはいかなるものであろうか。それは、各個人が自律的に自己決定しうる能力を有している状態として定義される。こうしたポジティブな自由は、各個人が先に述べたネガティブな自由としての自由権を保障されるだけで実現されるわけではない。というのも、自律的に自己決定していくための能力を、各個人があらかじめ有しているわけではないからである。それゆえ、各個人は、自律した個人となるために、自らの能力を開発し発展させていかななければならない。こうした認識にもとづいて、ケルスティンクは、自らの能力を開発する権利を自由権として明確に位置づける。すなわち、「個人の根本的な自由権は、普遍的立法の範囲内において、権利の自由な利用が他者の恣意によって妨げられてはならないという法治国家的保障によって保護された権利を包含するだけではない。それは、この範囲内において、自らの才能や能力を発展させ、より完全なものにする権利をも包含するのである」¹²⁾。

が、ポジティブな自由を実現するために必要とされるのは、能力開発の権利だけではない。各人が自らの能力を発展させ、自律的な自己決定にもとづく生活をおくっていくためには、なんらかの物的手段ないし財が必要になる。こうした財の必要性から、ケルスティンクは、財を所有し使用する権利、いわゆる私的所有権もまた個々人に与えられるべき権利であると主張する¹³⁾。しかしながら、ここで注意すべきは、この私的所有権がリバタリアンの自由主義の主張するような絶対的な権利ではないということである。なぜなら、私的所有権に基づく経済体制の下では、自律的な自己決定にもとづく生活に最低限必要とされる財—すなわちケルスティンクの言う「社会的基礎財」(soziale Grundgüter)¹⁴⁾—すら持たない無所有者が現われてくる可能性があるからである。私的所有権が絶対的な権利として位置づけられた場合、こうした無所有者はそのままに放置され、もはや自律的な自己決定にもとづく生活をおくことができなくなる。かれは、このような考えにもとづいて、リバタリアンの自由主義を次のように痛烈に批判する。すなわち、「絶対的利用権の資本主義的システムは、無所有者と経済的に自立していない者の自己決定能力と自律能力を破壊する。というのも、自律

11) Vgl. Kersting(2000a), S.345-346. ただし、ケルスティンクは、ポジティブな自由を認めることが国家活動をどこまでも拡大させることにつながる危険性を明確に認識している。この点については、Kersting(2006), S.21-25を参照。

12) Kersting(2000a), S.372.

13) Vgl. Kersting(2000a), S.336-338.

14) Vgl. Kersting(2000a), S.26-30.

は、肉体的暴力の恐れがある時に初めて破壊されるものではないからである。自律は、経済的困窮、社会的従属性、将来のなさによっても脅かされる。所有者の利用絶対主義は、非所有者を資源、道具、ならびに手段へと格下げする。・・・無所有者には、自らを手段として提供し、完全に従属性に従う以外にはなにも残されてはいないのである¹⁵⁾。

このような認識にもとづき、ケルスティングは、社会的基礎財を要求する権利、すなわち「福祉権」(Wohlfahrtsrechte)を権利として認め、この福祉権にもとづいて財を再分配すること、それゆえ私的所有権に一定の制限を課すことを強く主張するのである¹⁶⁾。が、ここで注意すべきは、こうした福祉権にもとづく社会的基礎財の再分配が分配の平等を目指すものではないということである。この点において、かれは、平等主義的リベラリズムの立場を明確に退ける。かれによれば、「平等主義は、道徳的に正しい診断への道徳的に誤った答えなのである。たしかに、貧困、悲惨、困窮、文盲、医療の過小給付が支配する状態は、道徳的に耐えられない状態である。しかし、明白な過小給付の状態が道徳的に許されないことから、社会的ならびに経済的財の平等な給付の状態が道徳的に優先に値することを演繹することはできない。せいぜいのところ、平等な給付の状態が優先に値するのは、その状態が過小給付を阻止するからであって、それが平等を実現するからではないのである¹⁷⁾。このような考えにもとづいて、ケルスティングは、社会的基礎財の平等な分配の実現ではなく、社会的基礎財の過小給付の克服、すなわちその最低限必要な水準の保障を福祉権として要求するのである。

それでは、社会的基礎財の最低限必要な水準とは、いかなる水準であろうか。かれによれば、それは人間の生存最低限の水準を意味するものではない。それは、政治的共同体に属する市民として、各個人が少なくとも自らの尊厳を失うことなく自律した生活をおくるのに最低限必要な水準でなければならない¹⁸⁾。それゆえ、そもそも社会的基礎財として具体的に何が含められるのか、またその最低限必要な水準はどの程度なのか、これらの問題は市民としての「生活の質」(Lebensqualität)に基づいて決定されるべき問題であり、その答えは政治的共同体が置かれているその時々々の社会状況に応じて変化するものとならざるをえないのである。

このような認識にもとづき、ケルスティングは、福祉権を人権としてではなく、「市民権」(Bürgerrechte)として位置づけていこうとする¹⁹⁾。もちろん、福祉権が人権ではないとすれ

15) Kersting(2000a), S.343. なお、ケルスティングによるリバタリアンの自由主義にたいする批判については、Kersting(2000a), S.301-353を参照。

16) Vgl. Kersting(2000a), S.393-394.

17) Kersting(2000a), S.376.

18) Vgl. Kersting(2000a), S.386-388.

19) Vgl. Kersting(2000a), S.235, S.337-338.

ば、それはアプリオリに根拠づけられるものではなく、人々による合意を必要とする。ケルスティングによれば、あらゆる個人には私的所有権が与えられているが、誰にでも無所有者に陥る可能性がある以上、そうした事態に陥った場合の最低限必要な水準での生活保障とそのため税の負担、すなわち私的所有権の制限は、人々の合意を十分に得ることができる。それゆえ、福祉権は、共に一つの政治的共同体を構成する市民の連帯的な合意にもとづいて正当化される権利として位置づけられるのである。

このような特徴をもつ福祉権を認めることによって、ケルスティングは、財の再分配をおこなう国家、すなわち社会国家を根拠づけていこうとする。しかしながら、かれの言う社会国家は、平等主義的リベラリズムが考えるような分配の平等の実現を目指す国家ではない。それは、市民の連帯的な合意に支えられ、市民としての尊厳を維持するために最低限必要な水準の給付を保障する国家を意味する。それゆえ、ケルスティングによれば、社会国家の正当化のためには、平等主義的リベラリズムが依拠する「分配の正義のパラダイム」(Paradigma der Verteilungsgerechtigkeit) から「連帯性のパラダイム」(Paradigma der Solidarität) へのパラダイム転換が必要になる。そして、このようなパラダイム転換にもとづいて正当化される社会国家こそ、かれの目指す「最小社会国家」にほかならないのである²⁰⁾。

3. 最小社会国家における国家の役割

以上のように、ケルスティングは、ポジティブな自由、とりわけ福祉権の考えにもとづいて最小社会国家を根拠づけていこうとする。それでは、このようにして根拠づけられる最小社会国家は、具体的にどのような役割を果たすべきなのであろうか。かれの市場経済にたいする見方とあわせて、この点を見ていくことにしよう。

3.1 市場の擁護と功績倫理的自然主義

ケルスティングは、経済の基本的枠組みとして、競争的な市場経済を原則的に擁護する²¹⁾。かれが競争的な市場経済を擁護するのは、まずもってそれが、ネガティブな自由の保障という基本原則に合致した経済の枠組みであるからにほかならない。そして、自由な経済活動が保障されるこの枠組みの下では、人々の間に自己責任の意識が芽生え、各人は自律的な自己決定にもとづく生活をおくろうとするようになる。こうした傾向は、分配の側面をつうじてさらに促進される。すなわち、競争的な市場経済においては、各個人の貢献－ケルスティングの言う「功績」(Verdienst)－に応じた分配が実現されるが、この分配原則の下では、

20) Vgl. Kersting(2000a), S.376-378, Kersting(2000c), S.237-244.

21) Vgl. Kersting(2000a), S.1, S.106-109, S.158, Kersting(2000b), S.11-14.

各個人は積極的に自らの能力を開発しそれを発揮していくインセンティブを与えられるのである。すでに述べたように、ポジティブな自由の実現のためには各人の能力開発が必要とされるが、この能力開発への各人の主体的取組みが、まさに行われるようになるのである。さらに、競争的な市場経済においては、こうしたインセンティブ効果等をつうじて、効率的な資源配分が達成されることになる。ここに、「人間の人生の変更不可能な自然条件」とされた希少性の問題のもっとも効果的な克服が期待されるのである。

このように、ケルスティングは競争的な市場経済を擁護する。しかし、こうした考え方にたいしては、とりわけその分配の側面をめぐって、平等主義的リベラリズムによる強い批判がなされている²²⁾。平等主義的リベラリズムによれば、市場における分配は、道徳的に容認できない出発条件の不平等にもとづいた分配でしかない。ここでいう道徳的に容認できない出発条件の不平等とは、各人の功績ないし責任によってもたらされたのではない出発条件の不平等である。具体的に言えば、生まれながらの才能や天分、あるいは生まれながらの家族環境等がこれに含まれる。市場での分配が、こうした生まれながらの才能や家族環境に左右されるものであるとすれば、それはもはや各人の功績にもとづくものということとはできない。つまり、各個人は、市場での分配を自らの功績にもとづいた分配として正当に要求することはできなくなってくるのである。こうした認識から、たとえばロールズは、生まれながらの才能の分配を社会の共同資産と見なし、財の再分配の必要性を提起するのである²³⁾。

こうした平等主義的リベラリズムの批判を、ケルスティングは明確に退ける。というのも、生まれながらの才能や家族環境が自らの責任によってもたらされたものでないからといって、市場での分配を否定することは、各人の自己責任の意識を喪失させることになるからである。市場での結果がある個人にとって悪い結果になったとき、その個人がそれを自らの責任とせず、生まれながらの才能や家族環境のせいにするのであれば、自己責任の意識が維持されるはずもないからである。それゆえ、ケルスティングは、生まれながらの才能や家族環境を出発条件の不平等とは見なさず、むしろ各個人のアイデンティティを形成するものと見なしていこうとする。これにより、各個人は、市場において自己責任の意識を失うことなく、功績にもとづく正当な要求主体となることができるのである。

22) 平等主義的リベラリズムによる批判ならびにそれにたいするケルスティングの異議については、Kersting(2000a), S.68-260, Kersting(2000c)を参照。

23) ロールズは次のように述べている。「格差原理は、実際には、生来の才能の分配をある点で共通の資産とみなし、この分配を補整することによって可能となるより大きな社会的、経済的便益を分け合うことに、同意することを表している。・・・誰一人としてより大なる生来の力量を受けるに値するわけではないし、いかなる利点も、社会におけるより恵まれた出発点の位置に値するわけではない。・・・生来の資産の分配における恣意的な位置とか社会における初期状態から利得をえたり、損失をこうむったりする人が一人もいないように、社会システムを作り上げたいのであれば、われわれは格差原理に至るはずである」(Rawls(1971)邦訳77ページ)。

こうした立場を、ケルスティングは「功績倫理的な自然主義」(Verdienstethischer Naturalismus)と呼び、次のように述べている。「功績倫理的な自然主義は、生まれながらの性質と、社会的な家族環境によって規定されるあらゆる属性とをともなった人格を、その才能、能力ならびに権能の投入によって獲得されるあらゆる財への根本的要求の不可分割の主体と見なす。・・・このことは、市場社会が功績倫理的に優先に値するという推測に適切な根拠があることを意味する。というのも、市場は、個々人に自らの才能を発展させ、自己決定された生活を送り、そして自らの貢献と能力のより適切な報酬を獲得する最善の機会を提供するからである」²⁴⁾。

3.2 発展機会の平等の保障

以上のように、ケルスティングは、功績倫理的な自然主義の立場から平等主義的リベラリズムの異議を退ける。しかしながら、かれは、市場を通じた分配になんの問題もないと考えているわけではない。むしろ、かれは市場を通じた分配の問題点を指摘し、それによって最小社会国家の果たすべき具体的役割を明らかにしていくのである。

ケルスティングによれば、たしかに生まれながらの才能は出発条件の不平等を意味するものではないが、しかしながら、市場には、別の形で出発条件の不平等が存在している。というのも、市場は、すべての個人にたいし自らの才能や能力を発展させる平等な機会を保障するものではないからである。たとえば、高所得の人やその家族は、自分たちの能力を発展させるさまざまなサービスを市場で利用することができるが、逆に低所得の人やその家族は、そうしたサービスを利用することができない。こうした事態は、ケルスティングがあらゆる個人に保障されるべき権利として位置づけた能力開発の権利がまさに損なわれていることを意味する。ここから、最小社会国家の果たすべき第一の役割が導かれる。すなわち、最小社会国家は、あらゆる個人の能力開発の権利を保障するために、個人の能力の発展を妨げている差別的な要因を除去し、あらゆる個人にたいし、「発展機会の平等」(Entwicklungschancengleichheit)を保障していかなければならないのである²⁵⁾。

この発展機会の平等の保障に関しては、次の二つの点に注意する必要がある。まず第一に、発展機会の平等の保障は、あくまで機会の平等の保障にとどまるということである。それゆえ、最小社会国家がなすべきは、能力を発展させる機会をあらゆる個人に平等に保障することであって、能力を強制的に身につけさせることではない。与えられた能力開発の機会を、各個人が実際にどのように利用するかは、あくまで各個人の自己責任と自己決定に委ねられているのである。第二に、発展機会の平等の保障によって、各人は平等な出発条件

24) Kersting (2000a), S.158.

25) 発展機会の平等をめぐるかれの議論に関しては、Kersting (2000a), S.360-375を参照。

の下、市場での成果を競い合うことができるが、こうした他者との公平な競争の実現だけが、発展機会の平等の保障の目的なのではない。というよりもむしろ、発展機会の平等の保障の本来の目的は別のところにある。それは、能力開発の権利の議論からすでに明らかなように、各個人が自律的な自己決定にもとづく生活をおくれるようにすることにあるのである²⁶⁾。

このように、最小社会国家は発展機会の平等を保障するという課題を負うが、そのために必要な政策としてケルスティングがとりわけ重視するのが、教育ならびに職業教育システムの確立である。かれが求める教育ならびに職業教育システムは、次のようなものである。まずそれは、発展機会の平等を保障するために、誰もが利用可能なものでなければならない。さらに、個々人の才能や能力は多様なことから、できる限りきめ細かなプログラムを提供できるものでなければならない。こうした認識から、かれは、「普遍的に接近でき、垂直的にも水平的にも十分に細分化された教育ならびに職業教育システム」の確立を求めていくのである²⁷⁾。

3.3 経済的支援の提供と雇用の促進

ケルスティングは、市場を通じた分配のさらなる問題点として、障害あるいは失業等を原因として経済的に自立しえない弱者が生み出される可能性があることを指摘する。このような経済的弱者にたいしては、すでに述べた福祉権の観点から、国家による経済的支援がなされねばならない²⁸⁾。ここに、最小社会国家の果たすべき第二の役割がある。この国家による経済的支援については、次の二つの点に注意しなければならない。

第一に、福祉権の議論からすでに明らかなように、国家によってなされる経済的支援は、「福祉最小主義」(Wohlfahrtsminimalismus)といわれるような生存最低限の保障にとどまるものであってはならない²⁹⁾。むしろ、国家による経済的支援は、市民としての尊厳を維持するために最低限必要な給付水準を保障するものでなければならない。この給付水準は、最低限必要な水準ではあるが、市民が市民としての尊厳をもって生活していくのに十分な水準ということができる。それゆえ、ケルスティングの言う最小社会国家は、最小福祉の社会国家で

26) ケルスティングは、市場競争を競走競技になぞらえた後、次のように述べている。「もちろんすべての競走参加者は、公平な競争への権利を有している。しかし、われわれの人生は競走ではないので、社会的公正を公平な競争として解釈することは無意味なのである」(Kersting(2000a), S.372)。また、次のようにも述べている。「機会の平等は、求められる希少な財をめぐる競走のなかで他の個人にたいする個々人の地位を改善するために必要なのではなく、あらゆる人間が自己決定と自己責任にもとづいた成功と呼べる生活をおくる権利をもつ・・・がゆえに、必要なのである」(Kersting(2000a), S.374-375)。

27) Vgl. Kersting(2000a), S.363.

28) 国家による経済的支援をめぐるかれの議論に関しては、Kersting(2000a), S.376-398を参照。

29) Vgl. Kersting(2000a), S.392-393.

はなく、「充分性の原則」(Suffizienzprinzip)にもとづく社会国家を意味しているのである³⁰⁾。

第二に、国家によってなされる経済的支援は、あくまで経済的に自立しえない弱者のみを対象にして例外的になされるものでなければならない。それゆえ、国家が行う最低限必要な給付水準の保障は、所得の多寡に関係なくあらゆる市民に平等に支給される「無条件のベーシック・インカム」(bedingungsfreies Grundeinkommen)を意味するものではない。ケルスティンは、「無条件のベーシック・インカム」論を明確に否定する³¹⁾。なぜなら、市民がいかなる生活を送ろうとも、ベーシック・インカムを保障されるとすれば、労働を通じて自立した生活を送ろうとする精神が人々から失われることになるからである。それゆえ、最小社会国家によってなされる経済的支援は、市民の自立の精神を奪うものであってはならず、それはどこまでも「自助のための援助」(Hilfe zur Selbsthilfe)でなければならないのである³²⁾。

最小社会国家による経済的支援がこのように「自助のための援助」であるとすれば、この目的を実現するために、最小社会国家は、経済的支援だけを行ったらよいというわけにはいかない。むしろ、最小社会国家は、経済的に自立できなくなった市民をふたたび市場での自立した生活へと復帰させるための積極的な雇用政策を実施していかなければならない。ケルスティンは「雇用促進的労働市場政策」(beschäftigungsmehrende Arbeitsmarktpolitik)という表現を用いているが、最小社会国家は、できるかぎり雇用が促進されるように労働市場の構造改革を積極的に押し進めていく必要があるのである³³⁾。最小社会国家の第三の役割である。

こうしたかれの主張には、個人にとって労働が所得を得るためのたんなる手段ではなく、それ以上の倫理的価値をもっているとの基本認識がある³⁴⁾。すなわち、労働は、生活するのに必要な所得をもたらすだけでなく、各人の自立心を高め、規律ある生活を可能にし、他者との豊かな関係をもたらし、さらには自尊心を人々の心に植えつけるものにほかならない。逆に、職を失うことは、所得の喪失を意味するだけでなく、墮落した生活に陥り、他者との関係を断たれ、さらには自尊心までも奪われることを意味する。それゆえ、失業者にたいする経済的支援は、「労働の経済的機能を代替することはできても、その倫理的意味を代替することはできない」のであり、経済的支援よりもむしろ職場の創出こそが「もっとも効果的な社会政策」とされるのである³⁵⁾。

30) Vgl. Kersting(2000a), S.385-392.

31) 無条件のベーシック・インカム論に関するかれの議論に関しては、Kersting(2000a), S.260-279を参照。また無条件のベーシック・インカム論については、小沢(2002)を参照。

32) Vgl. Kersting(2000a), S.392.

33) Vgl. Kersting(2000a), S.393. かれは、同様に雇用の促進という視点に立って、社会保障の構造改革を進める必要性についても提言している。とりわけ老齢保障については、賦課方式から資本充当方式への改革、民間保険への移行等を提言している。これについては、Kersting(2000a), S.393.

34) Vgl. Kersting(2000a), S.224-226, S.402-403.

このような認識にもとづき、ケルスティングは、「金銭主義」(Monetarismus)にとらわれ、経済的支援の拡充に重点を置いてきた従来の福祉国家を痛烈に批判する³⁶⁾。すなわち、従来の福祉国家は、雇用に及ぼす影響を考慮することなく、社会保障を充実させることで、経済的支援の拡充にひたすら取り組んできたのである。その結果、福祉国家は肥大化し、今日の「拡張的福祉国家」(expansiver Wohlfahrtsstaat)が生み出される。この拡張的福祉国家は、国家財政の破綻という経済的問題をもたらすだけではない。ケルスティングによれば、それは、深刻な倫理的問題をも引き起こしてくる。というのも、国家による経済的支援を本当に必要としている経済的困窮者だけでなく、ますます多くの市民が国家の支援に依存するようになり、その結果、人々の間から自立と自己責任の意識が失われていくことになるからである。このことを、ケルスティングは次のようにきわめて印象的に表現している。すなわち、「あらゆる生活リスクに関して国家の責任にする傾向が広がる。人間は、運命にたいし無能なものになる。人間は、自分の力ではもはや災難、不幸、ならびに他のネガティブな出来事を克服しなくなる。不都合な状況を前にして、人間は尻込みをし、国家という庇護者を探すのである」³⁷⁾。

が、それだけではない。こうした状況においては、人々は、国家支援をめぐって互いに相争うようになる。その結果、国家支援は、政治的影響力のある集団や組織体に有利なように分配され、本当に支援を必要とする人の手にはもはや届かなくなる。こうした事態が生じるとすれば、それはまさに福祉国家の存立そのものにかかわるきわめて深刻なパラドクスの事態にほかならないのである。

それゆえ、福祉国家は、金銭主義を脱却し、その本来あるべき姿へと自らを改革しなければならない。ケルスティングによれば、福祉国家は、人々が市場での自立した生活をおくれるようにするためにこそ存在する。この意味で、「市場が福祉国家のために存在するのではなく、福祉国家が市場のために存在する」のであり、「福祉国家の目的は、自立保障なのである」³⁸⁾。ケルスティングの言う最小社会国家は、まさにこの意味での真の福祉国家を意味しているのである。

3.4 累進課税の正当性

以上のように、ケルスティングは、市場経済を原則としながら、教育の提供、経済的弱者への経済的支援、ならびに雇用の促進を最小社会国家の果たすべき役割として強く主張す

35) Vgl. Kersting (2000a), S.402.

36) かれの福祉国家批判については、Kersting (2000a), S.200, S.221-224, S.398-400を参照。

37) Kersting (2000a), S.222.

38) Kersting (2000a), S.392.

る。もちろん、最小社会国家がこうした国家の役割を果たしうるためには、その財源が必要となる。この財源調達に関するかれの議論を本稿の最後に紹介しておくことにしよう³⁹⁾。

これまでの議論から明らかなように、各個人は、自律的な自己決定にもとづく生活をおくっていくために、自らの能力を開発し発展させていかなければならない。しかしながら、この能力の開発を、各個人は、自分だけの力でなすことはできない。各人が自らの能力を発展させるためには、さまざまな形での社会の支援が不可欠なものとなる。先に述べた教育や職業教育のシステムが必要とされたのも、そのためにほかならない。が、そうだとすれば、より自らの能力を発展させることのできた個人は、それだけ社会の支援を受けてきたいうことができる。しかも、高い能力を身につけた個人は、一般に市場においてより高い所得を得ることができる。このことから、ケルスティングは、能力開発のための社会的支援の一種の「利用料金」(Benutzungsgebühr)として、累進的な課税を課すことが望ましいと考える。たとえば、高学歴の人は一般に低学歴の人よりもより高い所得を得ることができるが、高学歴の人は低学歴の人よりも教育システムをより多く利用してきたのであり、その利用料金として累進的により高い課税を課せられるべきとされるのである。

このように、ケルスティングは、利用料金の考えを取り入れることで、応能原則というよりも応益原則にもとづいて累進課税の制度を正当化している。そこには、財・サービスの利用から利益を得ている者こそが、その費用を負担すべきであるというかれの基本的立場が明確に示されているということができるのである。

4. 結びにかえて

本稿の議論から明らかなように、ケルスティングは、各個人が自己責任の下、自律的な自己決定にもとづく生活をおくれる状態を規範的に望ましい状態と考えている。かれは、こうした生活を可能にする経済社会の枠組みとして市場経済を擁護する。しかしながら、市場経済に委ねただけでは、自律的な自己決定にもとづく生活が保障されるわけではない。そこでかれは、教育の提供、経済的弱者への経済的支援ならびに雇用の促進を国家の果たすべき役割として要求する。かれの言う最小社会国家とは、これらの役割を果たすことによって、自律的な自己決定にもとづく生活を各個人に保障していこうとする国家にほかならないのである。

こうしたかれの国家構想は、国家の役割を国防や治安の維持に限定するリバタリアン的な最小国家とも、所得再分配を通じて分配の平等を目指す平等主義的リベラリズムの福祉国家とも異なるまさに自由主義の「第三の道」ということができる。一方で福祉国家の限界が明

39) Vgl. Kersting(2000a), S.168-171.

らかになり、他方で市場主義的な改革が破綻した今日の状況において、かれの国家構想は、きわめて重要な視点をわれわれに提起してくれているということができよう。

とはいえ、かれの構想が全面的に受け入れられうるわけではない。ここではとりわけ二つの点を指摘することで、結びにかえたい。第一に、かれの構想の基礎には自律した個人という規範的人間観が置かれており、そのため社会や共同体の果たすべき役割がネガティブにしか把握されていない。このことは、共同体を重視する「コミュニタリアニズム」(Kommunitarismus)を前近代的なプログラムとして退けるかれの主張に明確に現われている⁴⁰⁾。しかしながら、近代の個人主義がもたらした社会的あるいは倫理的諸問題が今日、いっそう深刻化していることを考えれば、近代の個人主義を超克するという視点もまた必要なのではないかと思われる。

第二に、ケルスティングは、自律した個人の人権を「あらゆる規範的根拠の最後のより所」としているが、その人権自体がいかにして根拠づけられうるのかを提示していない。これは、人権それ自体を根拠づけようとするれば、なんらかの形而上学的考察に入らざるを得ないということに対するかれの危惧を示すものといえることができる。しかしながら、人権を軽視する出来事や事件が後を絶たない今日の状況を見れば、人権それ自体を根拠づけることもまた必要なのではないかと思われる。これに関しては、人間の本性に立ち返って人権を根拠づけていこうとする「カトリック社会論」(katholische Soziallehre)との対話が重要なものとなる⁴¹⁾。

かれの構想のもつこうした問題点の検討は、われわれの今後の課題として残されている。他日を期したい。

(付記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究C(課題番号21530181)の助成を受けた研究成果の一部である。

参考文献

- Dworkin, R. (2000), *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋修治・高橋文彦訳 (2005) 『平等とは何か』木鐸社)
- Kersting, W. (1994), "Probleme der Wirtschaftsethik," *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Bd. 48.
- Kersting, W. (2000a), *Theorien der sozialen Gerechtigkeit*, Verlag J.B.Metzler.
- Kersting, W. (2000b), "Einleitung: Probleme der politischen Philosophie des Sozialstaats," in Kersting, W. (hrsg) (2000), *Politische Philosophie des Sozialstaats*, Velbrück Wissenschaft.

40) コミュニタリアニズムにたいするケルスティングの批判に関しては、Kersting (2000a), S.400-401を参照。

41) カトリック社会論の論者がケルスティングの立場をどのように把握しているのかについては、Nass (2006), S.212-241を参照。

- Kersting, W. (2000c), "Politische Solidarität statt Verteilungsgerechtigkeit? Eine Kritik egalitaristischer Sozialstaatsbegründung," in Kersting, W. (hrsg) (2000), *Politische Philosophie des Sozialstaats*, Velbrück Wissenschaft.
- Kersting, W. (2006), *Der liberale Liberalismus*, Mohr Siebeck.
- Nass, E. (2006), *Der humangerechte Sozialstaat*, Mohr Siebeck.
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books. (嶋津格訳 (1985) 『アナーキー・国家・ユートピア上・下』 木鐸社)
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Harvard University Press. (矢島鈞次監訳 (1979) 『正義論』 紀伊國屋書店)
- Rothbard, M. (1998), *The Ethics of Liberty*, New York University Press. (森村進・森村たまき・鳥澤円訳 『自由の倫理学』 勁草書房)
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革』 高菅出版。
- 橋本祐子 (2008) 『リバタリアニズムと最小福祉国家』 勁草書房。

Summary

THE IDEA OF MINIMAL SOCIAL STATE BY W. KERSTING

TAKAYUKI NAGO

The purpose of this paper is to offer a new approach to the role of state. Two ideas on the role of state are dominant, namely libertarianism and egalitarianism. Libertarianism supports the minimal state that only plays a role in the maintenance of public order. Egalitarianism defends a welfare state that aims to realize the equality of distribution. But neither libertarianism or egalitarianism provide a solution to present problems.

W. Kersting proposes a new idea on the state, namely the minimal social state. The minimal social state has three important roles. First, it must give all persons an equal chance of development. Secondly, it must guarantee a socially sufficient standard of living for the needy. Thirdly, it must increase employment. By playing these roles, the minimal social state aims to guarantee independent lives for all persons.